滋賀県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金交付要綱

（趣　旨）

第１条　知事は、介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある外国人留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減するため、次条に規定する事業の実施に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和４８年滋賀県規則第９号。以下規則という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金対象事業）

第２条　この補助金は、滋賀県外国人留学生奨学金等支給支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、実施要綱の２に規定する介護施設等のうち別紙１に掲げる資格要件を満たしている者が行う実施要綱の３に規定する事業を交付の対象とする。

ただし、留学生が滋賀県外の介護福祉士修学資金等貸付制度を利用する場合はこの事業の対象としない。

（補助額）

第３条　この補助金の交付額は、別表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第３欄に定める補助率を乗じた額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第４条　規則第３条に規定する補助金交付申請は、別記様式第１号により別に定める日までに知事に提出するものとする。

２　補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63 年法律第108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25 年法律第226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第５条　規則第５条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

　(1) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

　(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

　(3）補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙による調書を作成し、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え当該収入および支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。

（事業実績報告）

第６条　規則第１２条に規定する補助事業等実績報告は、別記様式第２号に関係書類を添えて、事業完了後３０日以内に知事に提出するものとする。

２　第４条第２項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（標準事務処理期間）

第７条　標準事務処理期間は次のとおりとする。

（１）規則第４条の規定による補助金等の交付の決定は、第４条の規定による申請があった日から起算して３０日以内に行うものとする。

（２）知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から１４日以内に変更交付決定を行うものとする。

（３）規則第１３条の規定による額の確定は、第６条の規定による実績報告があった日から起算して３０日以内に行うものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第８条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が０円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第３号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（その他）

第９条　知事は、規則またはこの要綱に定めるほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定める。

付　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度分の補助金から適用する。

付　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

付　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

別紙１

（資格要件）

１　自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

（４）暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

（５）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６）上記（１）から（５）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

２　１の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　基準額 | ２　対象経費 | ３　補助率 |
| 留学生一人につき年額360千円 | 実施要綱の３の奨学金等のうち居住費などの生活費（家賃、食費、光熱水費等日常生活上で継続的に発生する経費に対する奨学金。）。  ただし、学費、国家試験受験対策費、就職準備金に係るものは除く。 | １/３ |